

上士幌町住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの導入促進を図るため、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下、「対象システム」という。）とは、次の各号の要件に適合したものをいう。

(1) 住宅又は店舗等を兼用する住宅（以下「住宅等」という。）の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。

(2) 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。

ア 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は、同等以上の性能、品質が確認されているもの。

イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。

(ア) 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。

(イ) メーカー等による太陽光発電システムの設置後のメンテナンス体制が用意されていること。

(3) 補助対象経費が、1kW当たり60万円以下（税別）の太陽光発電システムであるもの。ただし、「設置工事に係る費用」に関し、別表1で定める特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に、補助対象経費から控除することができるものとする。

(4) 未使用品であるもの（中古品は対象外）。

(5) 電力会社と電灯契約を締結していること又は締結する予定であること。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付対象者は、上士幌町内の住宅等（自己が居住する住宅等に限る。以下この項において同じ。）に対象システムを新設し、又は対象システムの設置された住宅を購入する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、購入しようとする住宅等が中古住宅の場合は、新規に対象システムを設置する場合に限る。

(1) 町内に住所を有する者（第10条に規定する実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有する予定の者を含む。）であること。

(2) 設置者が町税を滞納していないこと。

(3) 自己が所有しない住宅等に対象システムを設置する場合にあっては、当該住宅等の所有者の承諾を得ていること。尚、居住者が補助金交付対象者であること。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある者については、補助金の交付対象者とはしないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げる部品の設置に要する費用とする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ
- (4) 保護装置
- (5) 接続箱
- (6) 直流側開閉器
- (7) 交流側開閉器
- (8) 配線及び配線器具
- (9) 余剰電力販売用電力量計
- (10) その他対象システムの設置に必要な工事にかかる経費
(補助金の額)

第5条 町が交付する補助金の額は、1kW当たり5万円に、太陽電池の最大出力の合計値を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。この場合において、補助金の算出額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、別に定める提出期限までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 上士幌町内に住所を有する者にあつては、町税納入状況調査承諾書(別記第2号様式)、その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書
- (2) 第4条に掲げる経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し(建売の場合は売買契約書等の写し)
- (3) 太陽電池の最大出力値の合計が確認できるものの写し
- (4) 太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかる図面
- (5) 対象システムの設置に係る住宅等が自己の所有でない場合にあつては、当該住宅の所有者の承諾書(別記第3号様式)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び現地調査等により、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者にその内容を通知するものとする。

(対象システムの設置)

第8条 補助対象者は、前条の通知を受けた後、工事に着手し、交付の決定があつた年度の2月末日までに、対象システムを設置するか、対象システムの設置された住宅等を購入しなければならない。

(補助金の交付条件)

第9条 補助金により設置した対象システムは、法定耐用年数を経過することとなるまで、この補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定により町長の承認を受け、財産を処分することにより収入があつた場合にはその収入の全部又は一部を町に納付させることができる。
- 3 補助金により設置した対象システムは、善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、対象システムの設置完了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(別記第5号様式)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置状況を撮影した写真
 - (2) 対象システム設置費に係る領収書の写し(第4条各号の経費内訳が記載されているもの)
 - (3) 電力会社による太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
 - (4) しゅん工検査の試験記録書の写し
 - (5) 補助対象者の住民票
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- (補助金額の決定及び交付)

第11条 町長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を決定しなければならない。

2 町長は、前項の決定をしたときは、交付額確定通知書(別記第6号様式)により当該補助対象者に通知しなければならない。

3 町長は、第2項の通知後、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を対象システムの設置の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 対象システムを補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

第14条 町長は、補助金交付決定者又は交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 太陽光発電に関するアンケート
 - (2) その他「体験談」等、町長が協力依頼する事項
- (その他)

第15条 この要綱及び上士幌補助金等交付規則(昭和50年規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日を限りその効力を失う。
- 3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第14条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日を限りその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日を限りその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日を限りその効力を失う。

別表1

工事に関する費用のうち、補助対象経費とならない特殊工事

項目（備考参照）	控除できる上限額
①安全対策費	1kW当たり3万円（税抜）
②陸屋根防水基礎工事	1kW当たり5万円（税抜）
③積雪対策工事	1kW当たり3万円（税抜）
④塩害対策工事	1kW当たり1万円（税抜）
⑤幹線増強工事	1kW当たり10万円（税抜）

（備考）

項目	工事内容
①安全対策費	急勾配な屋根への設置や、3階建住宅のような高所作業が発生する場合に作業員や部品の落下を未然に防止するため、設置場所に適合した足場を設ける工事
②陸屋根防水基礎工事	陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後施す防水工事
③積雪対策工事	積雪地域の積雪過重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事
④塩害対策工事	強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事
⑤幹線増強工事	柱上トランス以降の内線（柱上トランス～電力量計～分電盤間）を強化し、分電盤を交換する工事